

---

# 第1章 計画策定の趣旨等

---

## 第1節 計画策定の趣旨

---

脳卒中、心臓病その他の循環器病<sup>1</sup>(以下「循環器病」という。)は、わが国の主要な死亡原因です。令和4年の人口動態統計によると、心疾患は死亡原因の第2位(14.5%)、脳血管疾患は第4位(7.0%)であり、両者を合わせると、悪性新生物(がん)に次ぐ死亡原因となっています。さらに、令和4年「国民生活基礎調査」によると、介護が必要となった主な原因に占める割合は、脳血管疾患が16.1%、心疾患が5.1%であり、両者を合わせると21.2%と最多です。

こうした現状に鑑み、誰もがより長く元気に活躍できるよう健康寿命の延伸等を図り、あわせて医療及び介護に係る負担の軽減に資するため、予防や医療及び福祉に係るサービスの在り方を含めた幅広い循環器病対策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成30年12月に「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法(以下「基本法」という。)」が成立し、令和元年12月に施行されました。

これらを踏まえ、国では、令和2年度から令和4年度までの3年間を期間とした、第1期循環器病対策基本計画(以下「基本計画」という。)を策定し、循環器病の予防並びに循環器病患者等に対する保健、医療及び福祉にかかるサービスの提供体制の充実、循環器病の研究推進等の幅広い循環器病対策に関する総合的な取組が推進されました。

第1期計画期間中には、新型コロナウイルス感染症の拡大による、循環器病患者の救急搬送や手術の制限などの医療体制のひっ迫や、受診控えなどが課題となり、平時のみならず感染症発生・まん延時や災害時等の有事においても、地域の医療資源を有効に活用できる仕組みづくりの推進や、地域の実情に応じた協力体制の構築、再発予防・重症化予防のための医療機関間連携の強化等も含めた対策の推進を図る必要性などが指摘されました。こうした新たな課題も踏まえ、令和5年度から令和10年度までの6年間を期間とする第2期基本計画が策定されたところです。

本県においても、令和3年10月に岐阜県循環器病対策推進計画(以下「推進計画」という。)を策定し、本県の循環器病対策を総合的かつ計画的に推進しましたが、引き続き、循環器病の特徴を踏まえた取組をより一層推進するため、第2期推進計画を策定します。

## 第2節 計画の位置づけ

この計画は、基本法第 11 条第 1 項の規定による法定計画であり、基本計画に基づくほか「第8期保健医療計画」(医療法(昭和 23 年法律第 205 号))、「第4次ヘルスプランぎふ21」(健康増進法(平成 14 年法律第 103 号))、「第9期高齢者安心計画」(老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号))、介護保険法(平成9年法律第123号))、「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」(消防法の一部を改正する法律(平成24年法律第 38 号))等の関係する諸計画との調和と連携が図られたものとしします。また、社会福祉サービスや障害福祉サービスとの連携の観点から「第五期地域福祉支援計画」、「第4期障がい者総合支援プラン」と、循環器病は合併所・併存症も多く、病態は多岐にわたるため、他の疾患等に係る対策と重なる部分があります。そのような取組については、「第4期がん対策推進計画」や「第4次少子化対策基本計画」、慢性腎臓病対策における関係施策と連携して取り組むこととしします。さらに、SDGs<sup>1</sup>の「誰一人取り残さない」という理念を踏まえ取組を推進します。



出典：国連広報センター

<sup>1</sup> SDGs(Sustainable Development Goals ):2015 年9月の国連サミットで採択された持続可能でよりよい世界を実現するための国際目標あり、17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残されない(leave no one behind)」ことを誓っています。

### 第3節 計画期間

この計画の計画期間は、基本計画の実行期間や関係する諸計画との調和を保つため、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

### 第4節 計画の進捗管理・評価、次期計画策定

この計画は、指標評価表(別紙)を用いて毎年度進捗状況の把握を行い、計画の確実な進捗を図ります。また、3年を目途に中間評価を行い、その時点の課題を整理したうえで、個々の取り組むべき施策の達成に向けて、実施した施策がどのように効果をもたらしているか、施策全体として効果を発揮しているかという観点から評価を行い、必要に応じて新たな施策の検討を行うなど、必要な見直しを行い、より実効性の高いものとしていきます。なお、終期を迎える令和11年度に最終評価を行い、次期計画の策定につなげます。

また、岐阜県循環器病対策推進協議会において、この計画の推進、評価・見直しについて協議しながら、計画を着実に推進します。

### 第5節 医療圏の設定

医療法では、地理的条件及び交通事情等を考慮し、入院治療や包括的な医療サービスが一体的に提供される区域を二次医療圏として設定することとしており、本県では5つの医療圏が設定されています。

また、特殊な医療を提供する圏域を三次医療圏として設定しており、単位は県全域としています。

図 1 二次医療圏区域図

